

(19)日本国特許庁(JP)

(12)登録実用新案公報(U)

(11)登録番号
実用新案登録第3241274号
(U3241274)

(45)発行日 令和5年3月15日(2023.3.15)

(24)登録日 令和5年3月7日(2023.3.7)

(51)国際特許分類	F I
B 6 5 D 83/04 (2006.01)	B 6 5 D 83/04 C
B 6 5 D 5/72 (2006.01)	B 6 5 D 5/72 A

評価書の請求 未請求 請求項の数 7 O L (全14頁)

(21)出願番号 実願2023-146(U2023-146)
 (22)出願日 令和5年1月18日(2023.1.18)

(73)実用新案権者 523020811
 大日印刷株式会社
 愛知県岡崎市福岡町字南藤六 2 6 番地の
 6
 (74)代理人 100166051
 弁理士 駒津 啓佑
 (72)考案者 太田 英伸
 愛知県岡崎市福岡町字南藤六 2 6 番地の
 6 大日印刷株式会社内

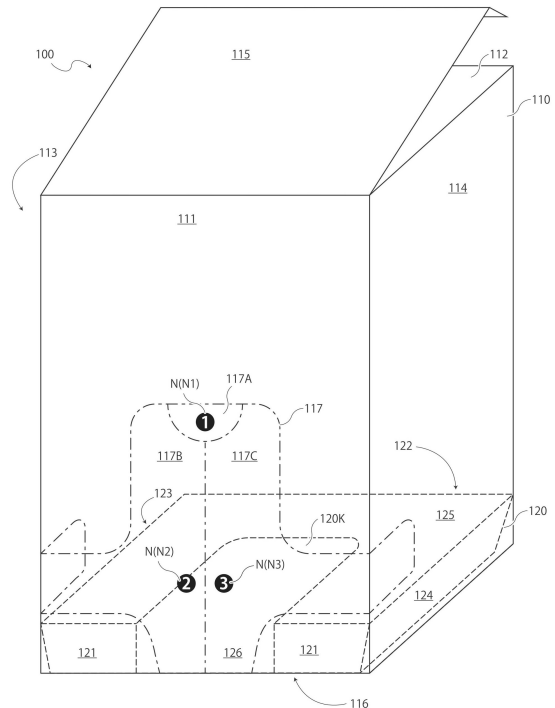
(54)【考案の名称】 包装箱

(57)【要約】 (修正有)

【課題】内部に収容された収容物を容易に摘み出すことができ、かつ収容された収容物を衛生的に保管できる包装箱を提供する。

【解決手段】台座部120が、包装箱100内の、収容物の積み重ね方向一方端側である底蓋部116側の内壁面に設けられ、その周辺から中心方向に切り欠き部120Kが設けられ、第一開口部である横開口部が、収容物を引き出す方向の側壁面である前側壁部111に設けられ、収容物の幅方向より広い幅で、かつ少なくとも収容物の高さ方向より高く開口され、第二開口部である縦開口部の下方が、前側壁部111における切り欠き部120Kに対応する部分であり、かつ第一開口部と連続して設けられる。

【選択図】図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

積み重ねられた収容物を、積み重ね方向一方端から前記収容物を引き出し可能にした包装箱において、

前記包装箱内の、前記収容物の積み重ね方向一方端側内壁面に設けられ、その周辺から中心方向に切り欠きが設けられた台座部と、

前記収容物を引き出す方向の側壁面である引き出し方向側壁面に設けられ、前記収容物の幅方向より広い幅で、かつ少なくとも前記収容物の高さ方向より高く開口された第一開口部と、

前記引き出し方向側壁面における前記切り欠きに対応する部分であり、かつ前記第一開口部と連続して設けられた第二開口部と、
を備えることを特徴とする包装箱。 10

【請求項 2】

前記第一開口部における、前記第二開口部とは反対側に前記第一開口部と連続して設けられた第三開口部、

を備えることを特徴とする請求項 1 記載の包装箱。

【請求項 3】

前記台座部が、

前記包装箱内に固定されていること、

を特徴とする請求項 1 記載の包装箱。 20

【請求項 4】

前記切り欠きが幅方向中心位置に設けられ、少なくとも前記切り欠きの幅方向一方端が前記引き出し方向側壁面の内側面に接することにより固定されていること、

を特徴とする請求項 3 記載の包装箱。

【請求項 5】

前記切り欠きが幅方向全幅にわたって設けられ、前記引き出し方向側壁面の内側面を含む少なくとも 4 つの内側面に、前記台座部の少なくとも一部が接することにより固定されていること、

を特徴とする請求項 3 記載の包装箱。

【請求項 6】

前記第一開口部は、

前記台座部よりも上方に形成されていること、

を特徴とする請求項 1 記載の包装箱。 30

【請求項 7】

前記第一開口部は、

前記引き出し方向側壁面の幅方向全幅と、前記引き出し方向側壁面に隣接する側壁面の一部まで連続して設けられること、

を特徴とする請求項 1 記載の包装箱。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

40

【0001】

本考案は、包装箱に関し、特に積み重ねられた平坦な収容物が箱本体部の内部に収容された包装箱に関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、生理用品は包装袋や箱に収納された状態で保管されており、その包装袋や箱から使用の都度、生理用品を取り出して使用することで、衛生的かつ体裁よく生理用品を保管することができる。

【0003】

具体的には、包装箱の正面側最下部に設けられた開口部から、生理用品を挟み付けた状 50

態で容易に引き出すことができる生理用品包装箱が考案されている（たとえば、特許文献1参照）。

【0004】

さらに具体的に特許文献1で公開された生理用品包装箱では、生理用品が収容された包装箱の正面側の最下部に、生理用品の一個の厚み程度の切り欠き部の中央から上方に切り欠き部が延設された逆さT字の切り欠き部が形成されており、その正面側の切り欠き部から包装箱の底面の中央部にかけて包装箱の奥行方向に切り欠き部が形成されている。

【0005】

これにより包装箱の底面側に設けられた切り欠き部に親指の腹をあてがい、包装箱の正面側に設けられた切り欠き部に人差し指の腹をあてがうことで、包装箱の最下部にある生理用品一個を二本の指で挟みつつ引き出すことができる。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】実全平02 - 028487公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0007】

しかし、特許文献1で公開された生理用品包装箱は地面に置いて保管することができない問題があった。具体的に特許文献1で公開された生理用品包装箱を地面に置いて保管してしまうと、生理用品包装箱の底面に切り欠き部が形成されているため、包装箱の底面側で生理用品が露出した状態となっている。このため生理用品包装箱を地面に置くと生理用品と地面とが接触する。このように生理用品が地面と接触してしまうと不衛生であり衛生的ではない。このため生理用品包装箱は地面に置いて保管することができなかった。

20

【0008】

たとえば収容された生理用品が地面に接しないように、包装箱の底面側に切り欠き部を閉口することも考えられるが、これでは包装箱の最下部にある生理用品の底側に親指の腹をあてがうことができない。つまり二本の指で生理用品を挟んで容易に取り出すことは難しい。二本の指で生理用品を挟んで取り出すためには、包装箱の底面と生理用品との間に親指を入れ込む必要があるが、積み重ねられた生理用品の一番下に指を入れ込むことは煩わしい。

30

【0009】

本考案はこのような点に鑑みてなされたものであり、内部に収容された収容物を容易に摘み出すことができ、かつ収容された収容物を衛生的に保管できる包装箱を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

本考案では上記問題を解決するために、積み重ねられた収容物を、積み重ね方向一方端から前記収容物を引き出し可能にした包装箱において、前記包装箱内の、前記収容物の積み重ね方向一方端側内壁面に設けられ、その周辺から中心方向に切り欠きが設けられた台座部と、前記収容物を引き出す方向の側壁面である引き出し方向側壁面に設けられ、前記収容物の幅方向より広い幅で、かつ少なくとも前記収容物の高さ方向より高く開口された第一開口部と、前記引き出し方向側壁面における前記切り欠きに対応する部分であり、かつ前記第一開口部と連続して設けられた第二開口部とを備えることを特徴とする包装箱が提供される。

40

【0011】

これにより、台座部が、包装箱内の、収容物の積み重ね方向一方端側内壁面に設けられ、その周辺から中心方向に切り欠きが設けられ、第一開口部が、収容物を引き出す方向の側壁面である引き出し方向側壁面に設けられ、収容物の幅方向より広い幅で、かつ少なくとも収容物の高さ方向より高く開口され、第二開口部が、引き出し方向側壁面における切

50

り欠きに対応する部分であり、かつ第一開口部と連続して設けられる。

【考案の効果】

【0012】

本考案の包装箱によれば、台座部が、包装箱内の、収容物の積み重ね方向一方端側内壁面に設けられ、その周辺から中心方向に切り欠きが設けられ、第一開口部が、収容物を引き出す方向の側壁面である引き出し方向側壁面に設けられ、収容物の幅方向より広い幅で、かつ少なくとも収容物の高さ方向より高く開口され、第二開口部が、引き出し方向側壁面における切り欠きに対応する部分であり、かつ第一開口部と連続して設けられていることから、包装箱内に収容されている収容物は、台座部の切り欠きによって、収容物の積み重ね方向一方端側内壁面との間に空間が生じている。その空間に第二開口部から指を挿入することにより収容物をつまみ出すことができるようになる。

10

【0013】

また、収容物の積み重ね方向一方端側壁面に開口部を設けなくても収容物をつまめる構成とすることにより、収容物の積み重ね方向一方端側壁面を底面として台などに直接載置しても収容物がつまみ出せるだけでなく、収容物が台などに直接接触することによる汚損なども防止することができる。特に、収容物が衛生用品であって、包装箱が化粧室などに置かれる場合などに特に有効な構成となる。

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】本実施の形態に係る包装箱全体を示す斜視図である。

20

【図2】箱本体部および台座部の展開図である。

【図3】箱状に組み立てられた箱本体部に十字開口部が形成された状態を示す正面図、背面図、右側面図、左側面図、平面図、および底面図である。

【図4】立体状に組み立てられた台座部を示す正面図、背面図、右側面図、左側面図、平面図、および底面図である。

【図5】包装箱に収容物が収容された状態と、収容物が収容された包装箱から収容物を手で取り出す状態を示す断面図である。

【考案を実施するための形態】

【0015】

以下、本考案の実施の形態を、図面を参照して詳細に説明する。

30

図1は、本実施の形態に係る包装箱全体を示す斜視図である。

本実施の形態に係る包装箱100は、たとえば生理用品やオムツ、ポケットティッシュなどの薄い平坦な収容物を内部に収容可能であり、収容された収容物を連続的に分配することができる箱体である。なお、本実施の形態では、収容物として生理用品を例にして説明するが、収容物によって包装箱100の寸法や各構成の寸法を適宜変更することができる。

【0016】

図1に示すように包装箱100は、箱本体部110と、箱本体部110の内部底に載置される台座部120を備えており、包装箱100は例えば箱状の形態を保持可能な材質、たとえば厚紙などの紙材で形成されている。

40

【0017】

箱本体部110は、前側壁部111、後側壁部112、左側壁部113、右側壁部114、上蓋部115、および底蓋部116を備えている。

箱本体部110は、内部に収容される収容物の前側、後側、左側、および右側を囲うように前側壁部111、後側壁部112、左側壁部113、および右側壁部114が連設される。

【0018】

前側壁部111および後側壁部112は、生理用品を複数積み重ねた際の幅寸法を十分に収容可能な大きさで形成される。具体的には、110mm程度の幅寸法で形成される。

左側壁部113、および右側壁部114は、生理用品を複数積み重ねた際の奥行き寸法

50

を十分に収容可能な大きさに形成される。具体的には、90 mm程度の幅寸法で形成される。

【0019】

前側壁部111、後側壁部112、左側壁部113、および右側壁部114は、生理用品を、たとえば20枚積み重ねた際の高さ寸法を十分に収容可能な大きさに形成される。具体的には、160 mm程度の幅寸法で形成される。

【0020】

また前側壁部111、後側壁部112、左側壁部113、および右側壁部114によって開口される底側を閉口するようにして底蓋部116が連設されている。

さらに前側壁部111、後側壁部112、左側壁部113、および右側壁部114によって開口された上側は、前側壁部111の上側に上蓋部115が開口部を開閉自在にして連設されている。

10

【0021】

箱本体部110の前側、左側、および右側には、一点鎖線で示すようなミシン目加工が施された十字型の十字窓部117が設けられ、ミシン目加工に添って十字窓部117を切り取ることで、収容物を箱本体部110から取り出すために利用者の指が挿入される縦開口部と、収容物が少なくとも1つが取り出される開口幅で形成された横開口部とからなる十字型の十字開口部が形成される。具体的に横開口部は、収容物の幅方向より広い幅で、かつ少なくとも収容物の高さ方向より高く開口させるとよい。

【0022】

十字開口部の寸法は、包装箱100から取り出す収容物によって適宜変更することができるが、本実施の形態では、十字開口部における縦開口部が幅寸法25 mm×高さ寸法90 mmで前側壁部111の最下部から形成され、十字開口部における横開口部が前側壁部111の最下部から20 mm上方で収容物の取出口となる十字開口部における縦開口部と直行するようにして高さ寸法20 mmの横開口部が設けられ、さらに前側壁部111に設けられた横開口部は左側壁部113、および右側壁部114に15 mm延設される。

20

【0023】

十字窓部117は、さらにミシン目加工に分割して切り取ることが可能なように、第1窓部117A、第2窓部117B、および第3窓部117Cによって構成されている。

十字窓部117の上端の中央には、ミシン目加工によって25 mm程度の半円で切り取り可能な第1窓部117Aが設けられている。

30

【0024】

箱本体部110から収容物を取り出すための十字開口部は、まず第1窓部117Aを指で押し込んで十字窓部117から切り離すことから開始するとよい。これによって容易に十字窓部117を切り離すことができる。第1窓部117Aには、十字窓部117から切り離す順番を示す切取番号Nであって、1番目に十字窓部117から切り離す順番を示す切取番号N1が印字されている。

【0025】

第1窓部117Aの下側には、ミシン目加工によって十字窓部117を左右に分割可能にして、十字窓部117の左側には第2窓部117B、十字窓部117の右側には第3窓部117Cが設けられている。

40

【0026】

第2窓部117Bには、十字窓部117から切り離す順番を示す切取番号Nであって、2番目に十字窓部117から切り離す順番を示す切取番号N2が、第3窓部117Cには、十字窓部117から切り離す順番を示す切取番号Nであって、3番目に十字窓部117から切り離す順番を示す切取番号N3がそれぞれ印字されている。

【0027】

台座部120は、箱本体部110の内部底に載置可能であり、箱本体部110の内部底から所定の高さで収容物を支持するためのものであって、前側面部121、後側面部122、左側面部123、右側面部124、上側面部125、および底側面部126を備えて

50

いる。

【0028】

台座部120は、箱本体部110の内部で収容物を底から支持する上側面部125を、一定の高さで支持するために、上側面部125の前方に前側面部121、後方に後側面部122、左側に左側面部123、右側に右側面部124が連設され、前側面部121から連設された底側面部126が台座部120の底側に折り返されている。

【0029】

また台座部120の高さは、箱本体部110に設けられる十字開口部における横開口部に合わせて形成される。たとえば横開口部の下側と同じ高さ、あるいは横開口部の下側よりも若干下側に台座部120の上側面部125が位置するように設けるとよい。具体的には、高さ寸法15mm程度の高さが好ましい。

10

【0030】

また台座部120には、箱本体部110から十字開口部を介して収容物を取り出す際に、取出口である十字開口部から挿入する指が台座部120と干渉しないように、切り欠き部120Kが設けられる。具体的には、前側面部121の最下部から上側面部125の幅方向中央部付近にかけて幅寸法40mm程度の切り欠きが形成される。

【0031】

この上側面部125の両下端縁のうち少なくとも一方、あるいは上側面部125の両下端縁に連設された2つの前側面部121のうち少なくとも一方は、前側壁部111の内側に接していることで、収容物を引き出す際に台座部120を箱本体部110の内側に固

20

【0032】

上記のように包装箱100は、収容物を所定の高さで支持し、収容物を取り出すための指と干渉しないように最下部から切り欠き部120Kが設けられた台座部120が箱本体部110の内部底に載置されており、台座部120の高さに合わせて十字開口部における横開口部が形成され、十字開口部における縦開口部が箱本体部110の最下部から設けられるので、利用者は包装箱100の最下部から箱本体部110の内部に一方の指を挿入することができ、他方の指で挟みながら収容物を引き抜くことができる。

【0033】

また箱本体部110の底側は、底蓋部116によって覆われているため、包装箱100を地面に置いたとしても、収容物が地面に触れることがない。したがって包装箱100を地面に置いて保管したとしても衛生的である。

30

【0034】

また取出口である十字開口部は、利用者が十字窓部117を箱本体部110から切り取ることで形成されるため、利用者が十字窓部117を箱本体部110から切り取るまで収容物が完全に包装箱100によって包装されているため衛生的である。さらに包装箱100を輸送したときに収容物が十字開口部から放出されることがない。

【0035】

また、箱本体部110は、上蓋部115が開口部を開閉自在に連設されているため、上蓋部115を開けた状態で収容物を箱本体部110の上部から継ぎ足すことで包装箱100を再利用することができる。

40

【0036】

なお、本実施の形態では、前側壁部111、後側壁部112、左側壁部113、および右側壁部114によって開口される底側を閉口するようにして底蓋部116が連設されている例で示したが、底蓋部116は前側壁部111、後側壁部112、左側壁部113、および右側壁部114によって開口される底側を完全に閉口しなくてもよい。

【0037】

また、台座部120が箱本体部110の内部底に載置される例で示したが、台座部120が箱本体部110の内部底から所定の間隔を形成した状態で収容物を支持できれば、台座部120を箱本体部110の内部底に接着するだけでなく、前側壁部111、後側壁部

50

112、左側壁部113、右側壁部114などに固定させることもできる。

【0038】

また、台座部120には、台座部120によって支持される収容物の下側に利用者の指を挿入するための切り欠き部120Kが形成されるが、台座部120によって支持される収容物の下側に利用者の指が挿入できればよく、他の形状で切り欠き部120Kを形成してもよい。

【0039】

たとえば切り欠き部120Kは、台座部120の幅方向中心位置に形成されるだけでなく、台座部120の幅方向全幅に形成することもできる。このとき、台座部120における前側壁部111側に残された面が、前側壁部111の内側面に接しており、さらに後側壁部112、左側壁部113、右側壁部114に少なくとも台座部120の一部が接していることで、台座部120を箱本体部110の内側に固定することができる。

10

【0040】

また、箱本体部110の底蓋部116が五角形以上の多角柱の場合においても、前側壁部111の内側面を含む少なくとも前後左右方向の4つの内側面に、台座部の少なくとも一部が接することで台座部120を箱本体部110の内側に固定することができる。

【0041】

さらに、本実施の形態では、箱本体部110から収容物を取り出すために、切り取り可能な十字窓部117を形成する例で示したが、箱本体部110に収容された収容物を1つつ取り出すことが可能であり、台座部120によって支持される収容物の下側と上側に指を挿入できれば、十字形状だけでなく、台形、矩形、多角形など様々な形状の切り取り窓を形成してもよい。

20

【0042】

図2は、箱本体部および台座部の展開図である。

図2(A)は箱本体部の展開図である。

図2(A)に示すように、前側壁部111の左側縁には点線で示す折曲線を介して左側壁部113が連設されており、左側壁部113の左側縁には点線で示す折曲線を介して後側壁部112が連設されており、後側壁部112の左側縁には点線で示す折曲線を介して右側壁部114の内側面に接着して箱体を形成するための接着部112Mが連設されている。また前側壁部111の右側縁には点線で示す折曲線を介して右側壁部114が連設されている。

30

【0043】

前側壁部111、後側壁部112、左側壁部113、および右側壁部114の組み立ては、互いに接続される折曲線を外側に山折りし、接着部112Mを右側壁部114の右側縁の内側に添って配置し、右側壁部114と接着部112Mとの重合部を接着する。これにより矩形の筒状体が形成される。

【0044】

箱本体部110の上蓋部115は、前側壁部111の上側縁に点線で示す折曲線を介して連設された上側壁本体部115Aと、左側壁部113の上側縁に点線で示す折曲線を介して連設された左上蓋部115Bと、右側壁部114の上側縁に点線で示す折曲線を介して連設された右上蓋部115Cと、上側壁本体部115Aの上側縁に点線で示す折曲線を介して連設された差込辺115Mと、から構成されている。

40

【0045】

上蓋部115の組み立ては、まず左上蓋部115Bと右上蓋部115Cとを折曲線を介して内側に折りたたみ、左上蓋部115Bおよび右上蓋部115Cの上層から重ねるように折曲線を介して上側壁本体部115Aを内側に折りたたむ。

【0046】

そして、折曲線を介して内側に折りたたんだ差込辺115Mを、後側壁部112と、左上蓋部115Bおよび右上蓋部115Cとの間に差し込む。これにより、上蓋部115は上部の開口部を閉口した状態で固定することができる。差込辺115Mを後側壁部112

50

の内側に接着しないことで、上蓋部 1 1 5 は開閉自在に形成することができる。

【 0 0 4 7 】

箱本体部 1 1 0 の底蓋部 1 1 6 は、前側壁部 1 1 1 の下縁から点線で示す折曲線を介して連設された矩形の底前側壁部 1 1 6 A と、後側壁部 1 1 2 の下縁から点線で示す折曲線を介して連設された矩形の底後側壁部 1 1 6 B と、左側壁部 1 1 3 の下縁から点線で示す折曲線を介して連設された台形状の底左側壁部 1 1 6 C と、右側壁部 1 1 4 の下縁から点線で示す折曲線を介して連設された台形状の底右側壁部 1 1 6 D とから構成されている。

【 0 0 4 8 】

底前側壁部 1 1 6 A および底後側壁部 1 1 6 B の先端側中央部付近には、それぞれ係止溝が形成されている。 10

底前側壁部 1 1 6 A に形成された係止溝と、前側壁部 1 1 1 の下縁と右側壁部 1 1 4 の下縁との交点と、を斜め方向に結んだ二点鎖線で示す箱本体部 1 1 0 を折りたたんで保管する際に折り曲げられる折曲線が形成される。

【 0 0 4 9 】

また底後側壁部 1 1 6 B に形成された係止溝と、後側壁部 1 1 2 の下縁と左側壁部 1 1 3 の下縁との交点と、を斜め方向に結んだ二点鎖線で示す箱本体部 1 1 0 を折りたたんで保管する際に折り曲げられる折曲線が形成される。

【 0 0 5 0 】

底蓋部 1 1 6 の組み立ては、まず底前側壁部 1 1 6 A における左側壁部 1 1 3 側の上に底後側壁部 1 1 6 B における左側壁部 1 1 3 側が重なるように、かつ底後側壁部 1 1 6 B における右側壁部 1 1 4 側の上に底前側壁部 1 1 6 A における右側壁部 1 1 4 側が重なるようにして底前側壁部 1 1 6 A の係止溝と、底後側壁部 1 1 6 B の係止溝とを係合する。 20

【 0 0 5 1 】

次に、底左側壁部 1 1 6 C における後側壁部 1 1 2 側の上に底後側壁部 1 1 6 B における左側壁部 1 1 3 側が重なるようにして差し込み、底右側壁部 1 1 6 D における前側壁部 1 1 1 側の上に底前側壁部 1 1 6 A における右側壁部 1 1 4 側が重なるようにして差し込み、それぞれの重合部を接着する。

【 0 0 5 2 】

箱本体部 1 1 0 は、底前側壁部 1 1 6 A と底後側壁部 1 1 6 B とに設けられた二点鎖線で示す折曲線を、箱本体部 1 1 0 の内側に谷折りすることで、箱本体部 1 1 0 を板状に折りたたむことができる。また、折りたたまれた箱本体部 1 1 0 の底蓋部 1 1 6 を内側から外側に向けて押し出すことで、折りたたまれた箱本体部 1 1 0 を押し出す一動作で箱体に変形させることができる。 30

【 0 0 5 3 】

図 2 (B) は台座部の展開図である。

図 2 (B) に示すように、台座部 1 2 0 の上側面部 1 2 5 には、上側面部 1 2 5 が支持する収容物を露出させるための露出部として切り欠き部 1 2 0 K 1 が形成され、切り欠き部 1 2 0 K 1 が形成された上側面部 1 2 5 の上側縁には点線で示す折曲線を介して台形状の後側面部 1 2 2 が連設されている。 40

【 0 0 5 4 】

また、上側面部 1 2 5 の左側縁には点線で示す折曲線を介して台形状の左側面部 1 2 3 が連設されており、上側面部 1 2 5 の右側縁には点線で示す折曲線を介して台形状の右側面部 1 2 4 が連設されている。

【 0 0 5 5 】

また、両側に形成された上側面部 1 2 5 の両下端縁には点線で示す折曲線を介して台形状の前側面部 1 2 1 がそれぞれ切り欠き部 1 2 0 K 1 を介して連設されており、上側面部 1 2 5 の両下端縁に連設された 2 つの前側面部 1 2 1 の間には、利用者の指を挿入するための指挿入部として切り欠き部 1 2 0 K 2 が形成されている。

【 0 0 5 6 】

また、利用者の指を挿入するための指挿入部として切り欠き部 1 2 0 K 2 を介して両側に形成された 2 つの前側面部 1 2 1 の下端側には、2 つの前側面部 1 2 1 をまたぐように矩形状の底側面部 1 2 6 が連設されている。

【 0 0 5 7 】

なお、本実施の形態では、露出部としての切り欠き部 1 2 0 K 1 と、指挿入部としての切り欠き部 1 2 0 K 2 とが連続するように切り欠き部 1 2 0 K を形成したが、切り欠き部 1 2 0 K 1 と切り欠き部 1 2 0 K 2 とを独立して形成することもできる。

【 0 0 5 8 】

台座部 1 2 0 の組み立ては、互いに接続される折曲線を外側に山折りし、底側面部 1 2 6 を前方側から底側まで巻き込むように折り曲げて組み立てる。これにより、台座の浮き上がり防止を防止することができる。

10

【 0 0 5 9 】

図 3 は、箱状に組み立てられた箱本体部に十字開口部が形成された状態を示す正面図、背面図、右側面図、左側面図、平面図、および底面図である。

図 3 に示すように、十字開口部 1 1 7 K が前側壁部 1 1 1、左側壁部 1 1 3 および右側壁部 1 1 4 に形成されている。

【 0 0 6 0 】

十字開口部 1 1 7 K における横開口部は、横開口部の下縁が、箱本体部 1 1 0 の内側に載置される台座部 1 2 0 の高さにあうようにして前側壁部 1 1 1 に形成されており、横開口部の左右の両端は左側壁部 1 1 3 と右側壁部 1 1 4 に 15 mm 程度入り込むように形成されている。これにより収容物を取り出す際に、収容物が箱本体部 1 1 0 の角に引っ掛かることがないので、取り出す動作が容易になる。

20

【 0 0 6 1 】

箱本体部 1 1 0 の底蓋部 1 1 6 は、底前側壁部 1 1 6 A と底後側壁部 1 1 6 B とが係合され、係合された底前側壁部 1 1 6 A および底後側壁部 1 1 6 B に、底左側壁部 1 1 6 C および底右側壁部 1 1 6 D が差し込まれて、斜線部で示す重合部が接着されている。

【 0 0 6 2 】

なお、本実施の形態では、十字開口部 1 1 7 K における横開口部が横開口部の左右の両端が左側壁部 1 1 3 と右側壁部 1 1 4 とに 15 mm 程度入り込むように形成されている例で示したが、左側壁部 1 1 3 と右側壁部 1 1 4 に横開口部を形成せずに、前側壁部 1 1 1 だけに横開口部を形成することもできる。

30

【 0 0 6 3 】

また、本実施の形態では、十字開口部 1 1 7 K における縦開口部が、前側壁部 1 1 1 の下縁から上方に向かって形成される例で示したが、前側壁部 1 1 1 の下縁よりも上方から縦開口部を形成することもできる。

【 0 0 6 4 】

図 4 は、立体状に組み立てられた台座部を示す正面図、背面図、右側面図、左側面図、平面図、および底面図である。

図 4 に示すように、前側面部 1 2 1、後側面部 1 2 2、左側面部 1 2 3、および右側面部 1 2 4 が、上側面部 1 2 5 側の上底よりも底側面部 1 2 6 側の下底のほうが小さい台形状で形成されているため、上側面部 1 2 5 の面積よりも底側面部 1 2 6 の面積が小さくなることから、台座部 1 2 0 を箱本体部 1 1 0 の内側に載置する際に容易に挿入することができる。

40

【 0 0 6 5 】

また、台座部 1 2 0 には、箱本体部 1 1 0 の十字開口部から収容物を取り出す際に、十字開口部から挿入する指が台座部 1 2 0 と干渉しないように、切り欠き部 1 2 0 K が設けられる。

【 0 0 6 6 】

図 5 は、包装箱に収容物が収容された状態と、収容物が収容された包装箱から収容物を手で取り出す状態を示す断面図である。

50

図5(A)は、包装箱100に収容物200が収容された状態を示す包装箱100の中央部分における縦断面図である。

【0067】

図5(A)に示すように、包装箱100にはたとえば生理用品やオムツ、ポケットティッシュなどの薄い平坦な収容物200が、箱本体部110の内部底に載置される台座部120の上から箱本体部110の高さ方向に重ねるようにして箱本体部110の内部に収容される。本実施の形態の包装箱100では、20枚の生理用品が包装箱100に収容されている。

【0068】

箱本体部110の下部には、ミシン目加工によって切り取り可能な十字窓部117が形成されており、十字窓部117を切り取ることで、十字開口部117Kが形成される。

また、箱本体部110の内部底に載置される台座部120における上側面部125および前側面部121は、切り欠き部120Kが形成されており、上側面部125の上に薄い平坦な収容物200が重なるようにして箱本体部110に収容される。

【0069】

図5(B)は、収容物200が収容された包装箱100から収容物200を指で挟んで取り出す状態を示す包装箱100の中央部分における縦断面図である。

図5(B)に示すように、箱本体部110の下部に設けられたミシン目加工によって切り取り可能な十字窓部117を、ミシン目加工に沿って切り取ることで、十字開口部117Kが形成され、形成された十字開口部117Kから、箱本体部110の内部に利用者300の指を挿入することができる。

【0070】

また、箱本体部110の内部底に載置される台座部120における上側面部125および前側面部121に切り欠き部120Kが形成されているため、台座部120の上層に重ねるように配置される収容物200の下側に利用者300の指を挿入することができる。

【0071】

利用者300は、十字開口部117Kにおける縦開口部の下方および台座部120における切り欠き部120Kに親指を挿入し、箱本体部110に収容された収容物200のうち最下層の収容物200Aと、最下層から2番目の収容物200Bとの間に人指を挿入する。

【0072】

これにより、十字開口部117Kおよび切り欠き部120Kから箱本体部110の内部に挿入した二本の指で収容物200Aを確実に挟むことができる。利用者300が二本の指で挟んだ収容物200Aは、十字開口部117Kにおける横開口部に沿って引き抜くことで、利用者300は収容物200Aだけを容易に包装箱100から取り出すことができる。

【0073】

このとき、包装箱100の底部は、箱本体部110の底蓋部116によって閉口されており、さらに箱本体部110に収容された収容物200は台座部120の上層に重ねるようにして収容されているため、包装箱100を地面に設置したとしても箱本体部110に収容された収容物200が地面に触れることがないので衛生的である。

【0074】

また、包装箱100の底部が箱本体部110の底蓋部116によって閉口されているため、箱本体部110に収容された収容物200を取り出すときにも、指が地面に触れることがないので衛生的である。

【0075】

利用者300が包装箱100に収容された最下層の収容物200Aを取り出すことで、箱本体部110に収容された残り全部の収容物200が落下し、最下層から2番目の収容物200Bが台座部120の上層に配置されるので、順次、同様に包装箱100に収容された収容物200を容易に取り出すことができる。

10

20

30

40

50

【 0 0 7 6 】

なお、利用者 3 0 0 は、十字開口部 1 1 7 K における縦開口部の下方および台座部 1 2 0 における切り欠き部 1 2 0 K に指を挿入することで、横開口部から露出した収容物 2 0 0 を摘み出すこともできる。このため、縦開口部における横開口部よりも上部は省略した T 字状に開口部を形成することもできる。

【 0 0 7 7 】

また、縦開口部における横開口部よりも上部が、開口されていることで、収容物 2 0 0 の残数の確認や、収容物 2 0 0 が正常に落下しなかった場合に、利用者 3 0 0 が指を縦開口部の上方に挿入することで、箱本体部 1 1 0 の内部にひっかかった収容物 2 0 0 を正常に落下させることもできる。

10

【 0 0 7 8 】

また、上述の実施の形態に関し、さらに以下の付記を開示する。

(付記 1)

積み重ねられた収容物を、積み重ね方向一方端から前記収容物を引き出し可能にした包装箱において、

前記包装箱内の、前記収容物の積み重ね方向一方端側内壁面に設けられ、その周辺から中心方向に切り欠きが設けられた台座部と、

前記収容物を引き出す方向の側壁面である引き出し方向側壁面に設けられ、前記収容物の幅方向より広い幅で、かつ少なくとも前記収容物の高さ方向より高く開口された第一開口部と、

20

前記引き出し方向側壁面における前記切り欠きに対応する部分であり、かつ前記第一開口部と連続して設けられた第二開口部と、

を備えることを特徴とする包装箱。

(付記 2)

前記第一開口部における、前記第二開口部とは反対側に前記第一開口部と連続して設けられた第三開口部、

を備えることを特徴とする付記 1 記載の包装箱。

(付記 3)

前記台座部が、

前記包装箱内に固定されていること、

を特徴とする付記 1 記載の包装箱。

30

(付記 4)

前記切り欠きが幅方向中心位置に設けられ、少なくとも前記切り欠きの幅方向一方端が前記引き出し方向側壁面の内側面に接することにより固定されていること、

を特徴とする付記 3 記載の包装箱。

(付記 5)

前記切り欠きが幅方向全幅にわたって設けられ、前記引き出し方向側壁面の内側面を含む少なくとも 4 つの内側面に、前記台座部の少なくとも一部が接することにより固定されていること、

を特徴とする付記 3 記載の包装箱。

40

(付記 6)

前記第一開口部は、

前記台座部よりも上方に形成されていること、

を特徴とする付記 1 記載の包装箱。

(付記 7)

前記第一開口部は、

前記引き出し方向側壁面の幅方向全幅と、前記引き出し方向側壁面に隣接する側壁面の一部まで連続して設けられること、

を特徴とする付記 1 記載の包装箱。

(付記 8)

50

積み重ねられた収容物を、積み重ね方向一方端から前記収容物を引き出し可能にした包装箱の製造方法において、

周辺から中心方向に切り欠きが設けられた台座部を、前記包装箱内の、前記収容物の積み重ね方向一方端側内壁面に設ける工程と、

前記収容物の幅方向より広い幅で、かつ少なくとも前記収容物の高さ方向より高く開口された第一開口部を、前記収容物を引き出す方向の側壁面である引き出し方向側壁面に設ける工程と、

前記引き出し方向側壁面における前記切り欠きに対応する部分であり、かつ前記第一開口部と連続して第二開口部を設ける工程と、

を備えることを特徴とする包装箱の製造方法。

10

【符号の説明】

【0079】

100 包装箱

110 箱本体部

111 前側壁部

112 後側壁部

112 M 接着部

113 左側壁部

114 右側壁部

115 上蓋部

116 底蓋部

117 十字窓部

117 A 第1窓部

117 B 第2窓部

117 C 第3窓部

120 台座部

120 K 切り欠き部

121 前側面部

122 後側面部

123 左側面部

124 右側面部

125 上側面部

126 底側面部

N 切取番号

N 1 切取番号

N 2 切取番号

N 3 切取番号

20

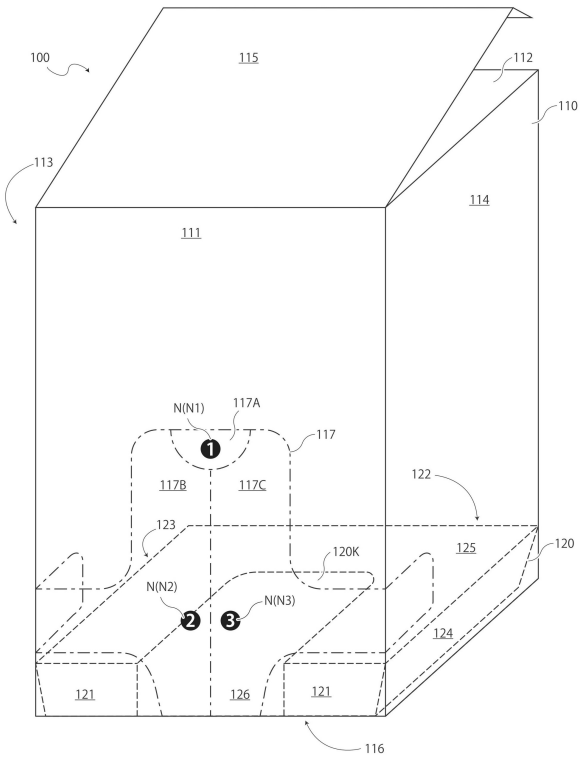
30

40

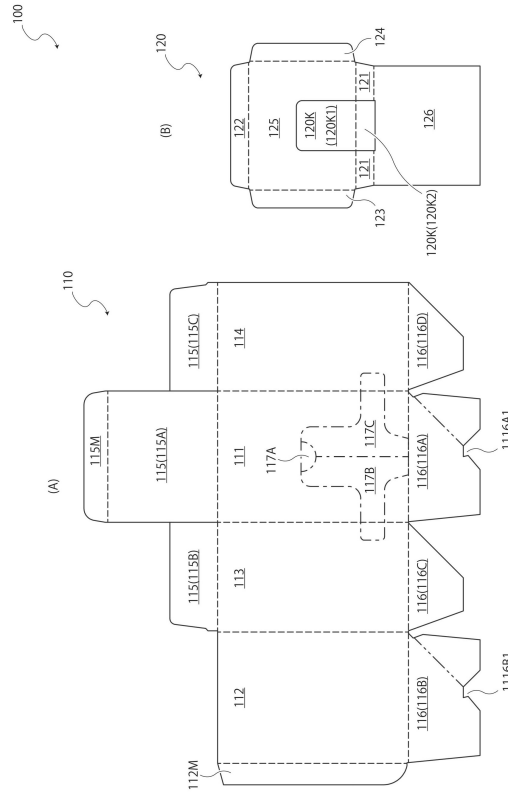
50

【 図面 】

【 図 1 】



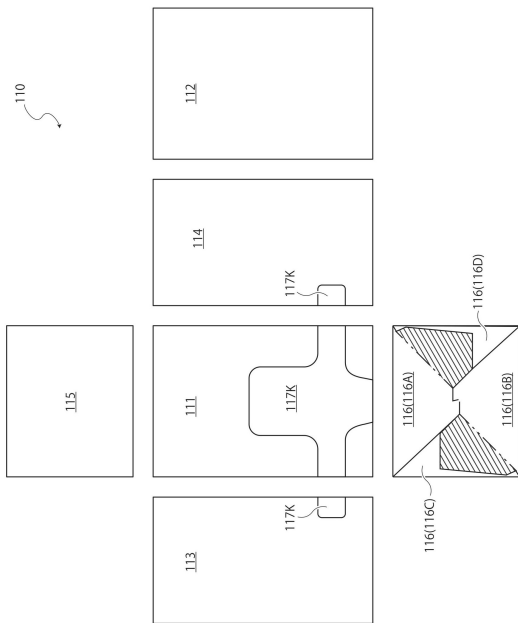
【 図 2 】



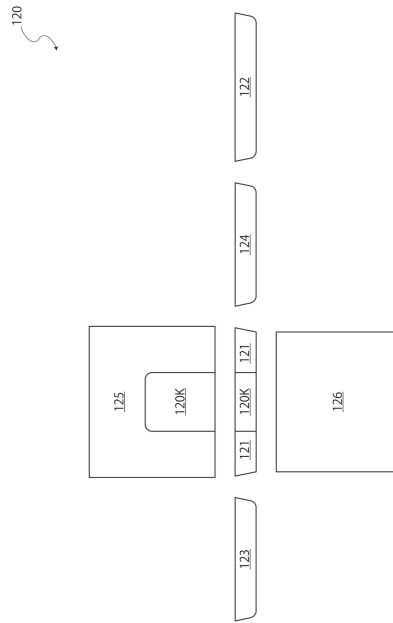
10

20

【 図 3 】



【 図 4 】

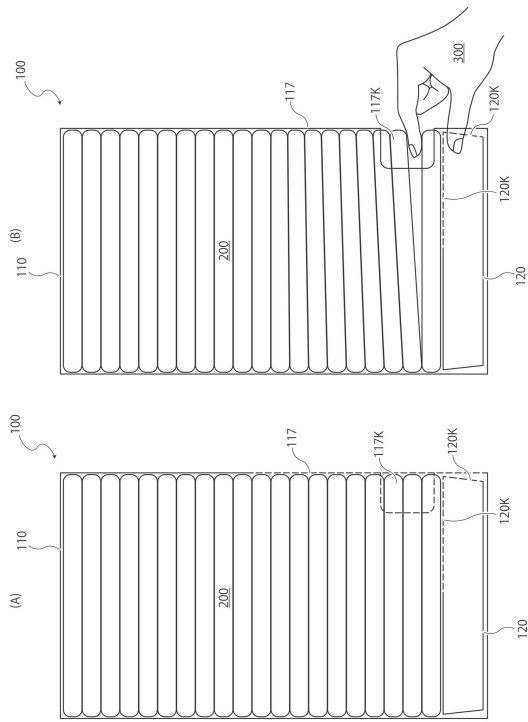


30

40

50

【 図 5 】



10

20

30

40

50